

大島町

一般廃棄物処理基本計画

(平成27年度～平成36年度)

平成27年 3月

大島町

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 計画の構成 | 1 |
| 3 計画対象区域 | 1 |
| 4 計画収集人口 | 2 |
| 5 対象廃棄物 | 2 |
| 6 計画期間と目標年次 | 2 |
| 第2章 大島町の概要 | 3 |
| 1 地勢 | 3 |
| 2 気象 | 3 |
| 3 人口・世帯数等 | 4 |
| 4 産業 | 5 |
| 5 土地利用の状況 | 6 |
| 6 来島者数 | 7 |
| 7 将来の構想 | 8 |
| 第3章 ごみ処理の現況 | 9 |
| 1 ごみの排出量 | 9 |
| 2 ごみ処理体系 | 10 |
| 3 資源化の状況 | 14 |
| 4 最終処分の状況 | 14 |
| 第4章 関連計画等の整理 | 16 |
| 1 計画の性格と位置づけ | 16 |
| 第5章 将来のごみ量の予測 | 17 |
| 1 人口予測 | 17 |
| 2 種類別ごみ排出量の予測 | 17 |
| 3 資源化・リサイクル率の予測 | 18 |
| 4 最終処分量の予測 | 18 |
| 第6章 ごみ処理の課題 | 21 |
| 1 収集・運搬の課題 | 21 |
| 2 減量化・資源化の課題 | 21 |
| 3 生ごみ処理施設の整備に係る課題 | 22 |
| 4 最終処分場の課題 | 22 |
| 第7章 ごみ処理基本計画 | 23 |
| 1 基本理念 | 23 |
| 2 計画の目標 | 23 |
| 3 基本方針に基づく今後の取り組み | 24 |
| 4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 | 27 |
| 5 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 | 27 |
| 6 収集・運搬体制計画 | 28 |

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 7 | 中間処理計画 | 29 |
| 8 | 最終処分計画 | 29 |
| 9 | その他ごみに関し必要な事項 | 30 |
| 第8章 | 生活排水処理基本計画 | 31 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 31 |
| 2 | 基本方針 | 31 |
| 3 | 生活排水の排出の状況 | 31 |
| 4 | 生活排水の処理体系及び処理主体 | 32 |
| 5 | 生活排水処理基本計画 | 33 |

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」という規定により、定められている。

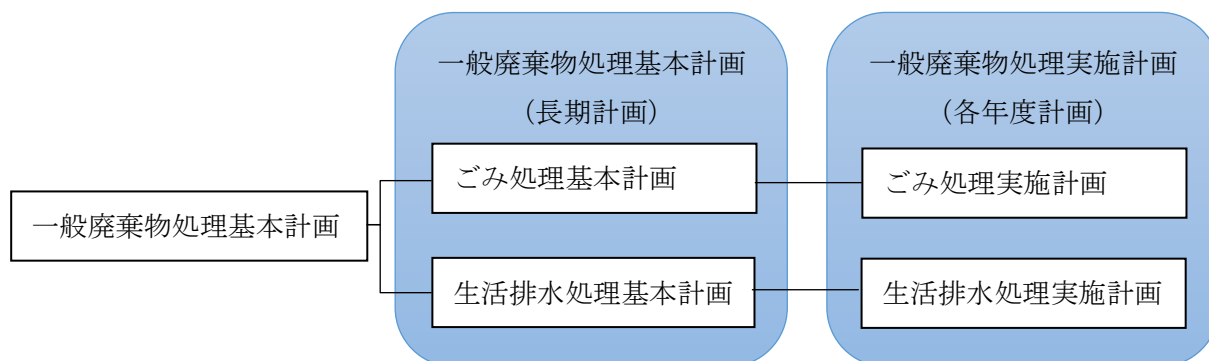
本町のごみ処理に関しては、平成16年に有料化して以来、ごみの減量化を進めているところであり、平成26年4月稼働の千波環境美化センター（焼却施設）で可燃ごみを処理している。し尿・浄化槽汚泥については千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）で適正な処理を行っている。資源ごみは、エコ・クリーンセンターで中間処理されリサイクルに循環され、リサイクルに循環されないものは安定型最終処分場で埋立処理を行っている。なお、平成26年度まで使用していた野増清掃工場が閉鎖されたことにより解体の準備を進めている。

本計画は、長期的・総合的視点に立って、今後の循環型社会の形成とごみの適正な処理を進めるための各種施策についての基本的な方向を示すものである。

2 計画の構成

一般廃棄物処理計画は、図1-2-1 に示すとおり、「一般廃棄物処理基本計画」と「一般廃棄物処理実施計画」から構成される。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分の「ごみ処理基本計画」及び生活排水に関する部分の「生活排水処理基本計画」から構成される。本計画は、下記の「一般廃棄物処理基本計画」に位置付けられる。

図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成図



3 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、大島町全域とする。

4 計画収集人口

本計画の計画収集人口は、全行政区域内人口とする。

5 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び廃棄物処理法第11条第2項に基づき、産業廃棄物のうち本町が指定したもの（町民が解体した建設系の産廃の一部）とする。

6 計画期間と目標年次

本計画は、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間とし、社会状況の変化に対応する必要があるとされた場合は、計画目標年次にこだわらず、計画の見直しを行うことができるものとする。ただし、概ね5年後には、処理計画とその実績を確認して、計画を見直すこととする。

計画期間：平成27年度から平成36年度までの10年間

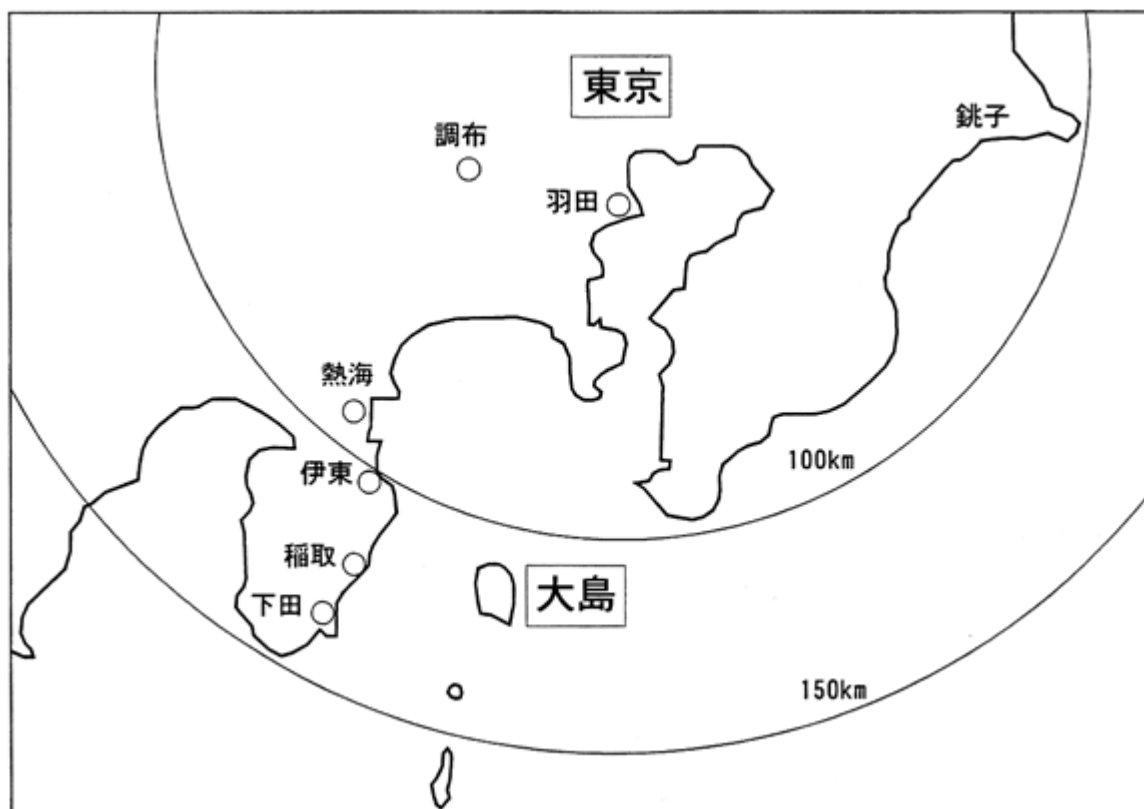
目標年次：平成36年度

| 区分 | 年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|----------------------|----|----|----|----------------|----|----|----|----|----|----------------|
| | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | |
| 一般廃棄物 処理基本計画 | 計画策定 | ごみ 収集 方式 変更 | | | | 計画 の見 直し | | | | | | 計画 目標 年次 |

第2章 大島町の概要

1 地勢

本町は、東京の南南西約120kmの太平洋上に浮かび、北緯34度40分から48分、東経139度21分から28分に位置している。面積は91.06km²、距離は南北15km、東西9kmで伊豆諸島の中で最も面積の大きい町である。島の中央部には標高758mの三原山が位置し、全島面積の7割は山林原野だが伊豆諸島の中では平地率が高く、開発が進んでいる。しかし、島の97%が自然公園法によって規制されているため、自然景観と生態系が十分に保護されている。



2 気象

平成20～24年の気象状況について、表2-2-1で示す。

気候は、海洋の影響を強く受け気温の較差が小さく、黒潮の流れのため温暖多湿な海洋性となっている。平均気温は16.3℃で、冬の季節風と春先の低気圧は風を、台風は多雨をもたらすが、地形・地質の関係で洪水が発生することは少ない。しかし、平成25年10月に台風26号による驚異的な降水量（最大日量824mmを記録）によって、土砂災害が発生し甚大な被害を受けた。

表2-2-1 平成20～24年の気象状況

| 区分 | | 年 | | | | |
|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 気温(℃) | 平均 | 16.3 | 16.3 | 16.6 | 16.3 | 16.2 |
| | 最高 | 33.6 | 32.2 | 33.9 | 32.8 | 32.6 |
| | 最高(月) | 8月 | 8月 | 8月 | 7月 | 8月 |
| | 最低 | -2.0 | -0.6 | -1.8 | -2.6 | -2.2 |
| | 最低(月) | 2月 | 2月 | 2月 | 1月 | 2月 |
| 湿度(%) | 平均 | 79 | 76 | 77 | 78 | 76 |
| | 最小 | 15 | 16 | 16 | 19 | 21 |
| 降水量 (mm) | 総量 | 3,105.5 | 3,254.0 | 2,991.0 | 2,210.5 | 2,849.5 |
| | 最大日量 | 153.5 | 189.5 | 129.0 | 105.5 | 218.0 |
| 風速(m/s) | 平均 | 4.8 | 5.0 | 5.3 | 4.9 | 5.0 |
| | 最大 | 17.6 | 19.3 | 17.5 | 25.2 | 23.4 |
| | 最大(月) | 2月 | 10月 | 12月 | 9月 | 6月 |
| | 10m/s以上日数 | 85 | 95 | 111 | 91 | 92 |
| 天気日数 (日) | 平均曇量<1.5 | 25 | 15 | - | - | - |
| | 平均曇量≥8.5 | 135 | 124 | - | - | - |
| | 雨0.5mm以上 | 125 | 141 | 146 | 127 | 140 |
| | 雪 | 8 | 3 | - | 6 | 27 |
| | 霧 | 10 | - | 6 | 8 | 8 |
| | 不照日 | 55 | 64 | 63 | 58 | 53 |
| 海水温 (℃) | 平均 | 18.7 | 19.7 | 19.6 | 19.6 | 19.7 |
| | 最高 | 26.3 | 26.7 | 26.6 | 26.7 | 27.3 |
| | 最高(月) | 8月 | 8月 | 8月 | 9月 | 8月 |
| | 最低 | 13.6 | 13.3 | 13.2 | 14.2 | 13.3 |
| | 最低(月) | 1月 | 3月 | 3月 | 2月 | 1月 |

3 人口・世帯数等

(1) 行政人口と世帯

本町の過去10年間の人口及び世帯数の推移を表2-3-1で示す。

表2-3-1 人口・世帯数の推移

| 年 | 世帯数 | 人 口 | | | 世帯当りの 平均人員 |
|----|-------|-------|-------|-------|---------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | |
| 16 | 4,739 | 9,084 | 4,471 | 4,613 | 1.92 |
| 17 | 4,698 | 8,914 | 4,377 | 4,537 | 1.90 |
| 18 | 4,778 | 8,945 | 4,410 | 4,535 | 1.87 |
| 19 | 4,803 | 8,840 | 4,364 | 4,476 | 1.84 |
| 20 | 4,769 | 8,716 | 4,330 | 4,386 | 1.83 |
| 21 | 4,758 | 8,688 | 4,300 | 4,388 | 1.83 |
| 22 | 4,847 | 8,690 | 4,342 | 4,348 | 1.79 |
| 23 | 4,730 | 8,483 | 4,250 | 4,233 | 1.79 |
| 24 | 4,704 | 8,343 | 4,174 | 4,169 | 1.77 |
| 25 | 4,698 | 8,213 | 4,101 | 4,112 | 1.75 |

(2) 人口動態

過去5年の人口動態を表2-3-2で示す。

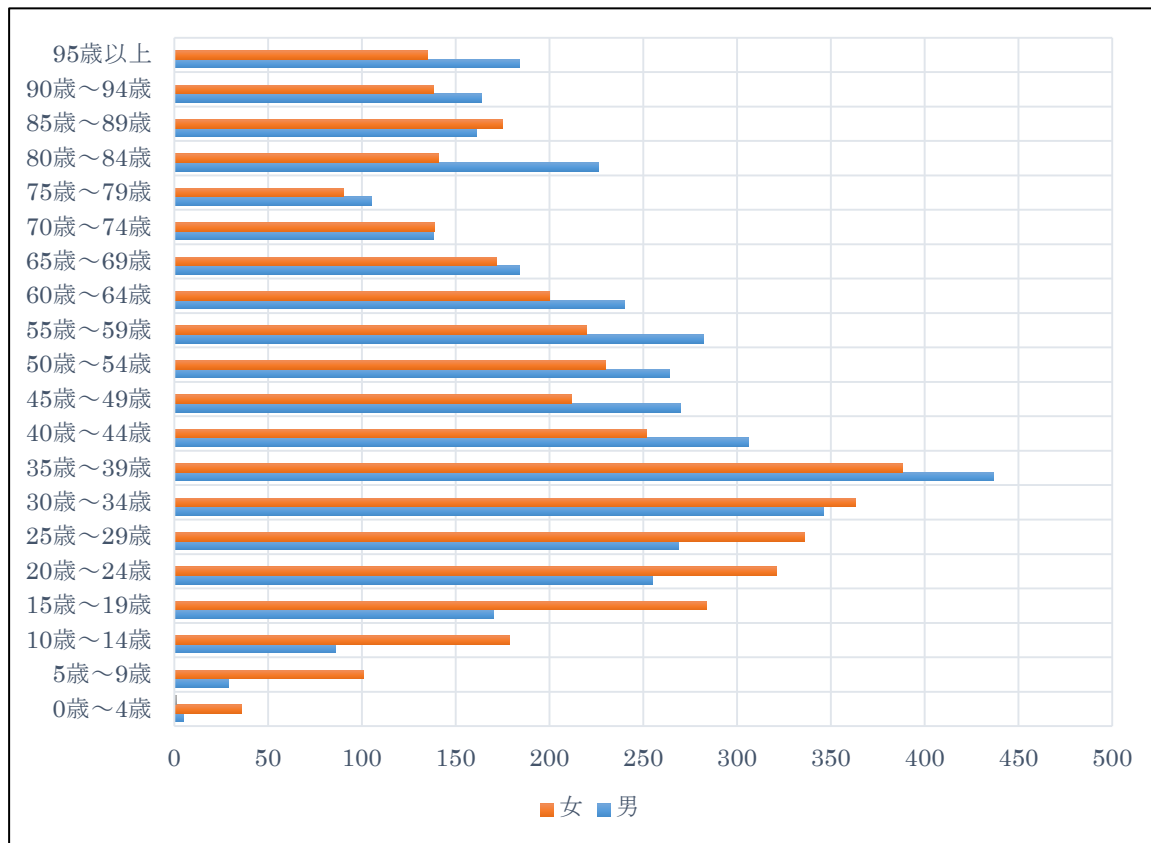
表2-3-2 人口動態

| 年度 | 出生 | 死亡 | 転入 | 転出 | 婚姻 | 離婚 |
|----|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 20 | 60 | 124 | 545 | 509 | 126 | 30 |
| 21 | 61 | 155 | 462 | 474 | 122 | 30 |
| 22 | 61 | 139 | 442 | 480 | 134 | 38 |
| 23 | 62 | 151 | 353 | 371 | 116 | 26 |
| 24 | 54 | 135 | 430 | 518 | 109 | 26 |

(3) 年齢別人口

本町の年齢別人口の推移を図2-3-3で示す。

図2-3-3 年齢別人口の推移



4 産業

本町の産業別人口構成比の推移を図2-4-1で示す。

平成22年の国勢調査によると、産業別人口構成は、第1次産業が7.1%、第2次産業が16.0%、第3次産業が76.7%となっている。

各年の構成比のとおり第3次産業が主となっている。

表2-4-1 産業別就業人口構成比の推移

| 年 産業大分類 | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|-------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 総数 | 構成比(%) | 総数 | 構成比(%) | 総数 | 構成比(%) | 総数 | 構成比(%) | 総数 | 構成比(%) |
| 第1次産業 | 616 | 12.6 | 548 | 10.9 | 408 | 9.1 | 856 | 8.3 | 295 | 7.1 |
| 農林業 | 444 | 9.1 | 395 | 7.9 | 261 | 5.8 | 229 | 5.3 | 192 | 4.6 |
| 水産業 | 172 | 3.5 | 153 | 3.1 | 147 | 3.3 | 127 | 3.0 | 103 | 2.5 |
| 第2次産業 | 726 | 14.8 | 831 | 16.6 | 748 | 16.7 | 677 | 15.7 | 664 | 16.0 |
| 鉱業 | 6 | 0.1 | 5 | 0.1 | 4 | 0.1 | 0 | 0.0 | 1 | 0.0 |
| 建設業 | 568 | 11.6 | 673 | 13.4 | 637 | 14.2 | 571 | 13.3 | 544 | 13.1 |
| 製造業 | 152 | 3.1 | 153 | 3.1 | 107 | 2.4 | 106 | 2.5 | 119 | 2.9 |
| 第3次産業 | 3,561 | 72.6 | 3,637 | 72.5 | 3,313 | 74.1 | 3,263 | 75.8 | 3,180 | 76.7 |
| 卸・小売業 | 947 | 19.3 | 947 | 18.9 | 907 | 20.3 | 668 | 15.5 | 567 | 13.7 |
| 金融・不動産業 | 96 | 2.0 | 94 | 1.8 | 91 | 2.0 | 72 | 1.7 | 87 | 2.1 |
| 運輸通信業 | 341 | 7.0 | 355 | 7.1 | 260 | 5.8 | 153 | 3.6 | 177 | 4.3 |
| 電気・ガス・サービス業 | 1,737 | 35.4 | 1,907 | 38.0 | 1,749 | 39.1 | 1,978 | 46.0 | 2,016 | 48.6 |
| 公務 | 440 | 9.0 | 334 | 6.7 | 306 | 6.8 | 392 | 9.1 | 333 | 8.0 |
| 分類不能 | 2 | 0.0 | 0 | 0.0 | 5 | 0.1 | 6 | 0.1 | 5 | 0.1 |
| 総数 | 4,905 | 100.0 | 5,016 | 100.0 | 4,474 | 100.0 | 4,302 | 100.0 | 4,144 | 100.0 |

5 土地利用の状況

本町の地目別面積構成を表2-5-1及び図2-5-1で示す。

地目別面積構成では、「山林」が最も高く、次いで「原野」、「畑」が続いている。

表2-5-1 地目別面積

| 年 区分 | 宅地 | 畑 | 山林 | 原野 | その他 | 総面積 |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 21 | 3.44 | 12.85 | 46.67 | 17.79 | 10.31 | 91.06 |
| 22 | 3.44 | 12.55 | 46.95 | 17.79 | 10.33 | 91.06 |
| 23 | 3.44 | 12.54 | 46.92 | 17.79 | 10.37 | 91.06 |
| 24 | 3.45 | 12.51 | 46.96 | 17.79 | 10.35 | 91.06 |
| 25 | 3.45 | 12.51 | 46.96 | 17.80 | 10.34 | 91.06 |

6 来島者数

来島者数（平成24年度）は船舶約19万人、航空機約1万人、合計約21万人で、来島者は減少傾向にあるが有数の観光地である。

表2-6-1 来島者数

| 年 | 船舶 | 航空機 | 計 | 備考 |
|----|---------|--------|---------|------|
| 48 | 816,239 | 13,682 | 829,921 | 100% |
| 53 | 549,259 | 17,125 | 566,384 | 68% |
| 62 | 392,525 | 38,203 | 430,728 | 52% |
| 20 | 200,258 | 26,689 | 226,947 | 27% |
| 21 | 200,965 | 15,974 | 216,939 | 26% |
| 22 | 199,512 | 14,733 | 214,245 | 26% |
| 23 | 180,429 | 13,353 | 193,782 | 23% |
| 24 | 196,454 | 13,717 | 210,171 | 23% |

※昭和53年1月伊豆大島近海地震、昭和61年11月三原山噴火全島避難、平成23年3月東日本大震災

7 将来の構想

本町の基本構想は、人にやさしく、樹木の緑と海洋の青に囲まれた豊かな自然とともにみんなで作る安全・安心で、誰からも羨ましがられる町で、町民一人ひとりの、様々な発想とアイデアにより、大島らしいもてなしが展開され、人にやさしい地域社会の中で、若者の定住・Uターン、高齢者の生涯現役に繋がる町づくりが形成されることが謳われている。

後期基本計画では、住み続けられる大島をめざして、三つのとりくみを堅持することとしている。

○プラス1（ワン）のとりくみ

人口や観光客の減少、農漁業の衰退などに、何としても歯止めをかけ、一步一步前に進んでいく。

○見える化のとりくみ

スマートアイランドを目指し、エネルギーや防災をはじめ、町政のあらゆる分野が見えるようにしていく。

○協働のとりくみ

町づくりの土台である町民・議会・行政の責任を明らかにし、それぞれの役割を担っていく。

第3章 ごみ処理の現況

1 ごみの排出量

(1) 一般廃棄物の種類別年間排出量

① 一般廃棄物の種類別年間排出量

一般廃棄物の種類別年間排出量及び構成比の推移を表3-1-1及び図3-1-2で示す。

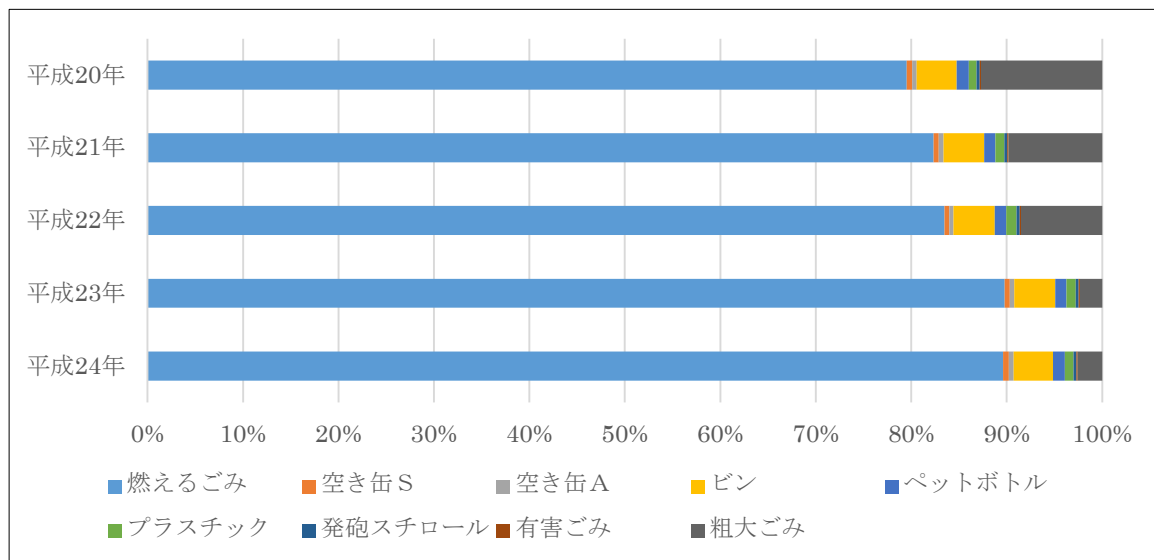
粗大ごみは、併せ産業廃棄物とのすみ分けを見直したため減少している。他の一般廃棄物の排出量は、平成20年度から横ばいに推移している。

表3-1-1 一般廃棄物の種類別年間排出量

(単位：人・トン)

| 種別 年度 | 燃えるごみ | 空き缶 | | ビン | ペットボトル | プラスチック | 発砲スチロール | 有害ごみ | 粗大ごみ |
|----------|-------|------|-----|-----|--------|--------|---------|------|------|
| | | スチール | アルミ | | | | | | |
| 20 | 3,112 | 22 | 18 | 165 | 49 | 32 | 13 | 5 | 497 |
| 21 | 3,235 | 22 | 19 | 168 | 45 | 37 | 12 | 5 | 386 |
| 22 | 3,282 | 20 | 18 | 170 | 47 | 42 | 14 | 5 | 334 |
| 23 | 3,318 | 20 | 18 | 158 | 44 | 36 | 11 | 5 | 86 |
| 24 | 3,268 | 22 | 19 | 150 | 46 | 32 | 12 | 5 | 93 |

図3-1-2 一般廃棄物の種類別排出量構成比



2 ごみ処理体系

(1) ごみの種類・分別区分及びその収集体制

ごみの種類・分別区分及びその収集体制を表3-2-1で示します。

表3-2-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制

| 種類 | 分別区分 | 排出方法 | 収集方法 | 収集回数 |
|---------|---|--------------------------|-------------------------------|-------|
| 燃やせるごみ | 紙くず、貝殻、 布類、木竹類、 生ごみ、プラスチック等 | 指定袋（赤） | ごみステーション方式 又は焼却施設へ 自ら搬入 | 週2～3回 |
| 燃やせないごみ | ビン、ガラス類 | 指定袋（緑） | ごみステーション方式 又は集積所へ自ら 搬入 | 月2～3回 |
| 資源ごみ | 空き缶 | 指定袋（緑） | ごみステーション方式 又は集積所へ自ら 搬入 | 月2～3回 |
| | ペットボトル | | | |
| | 発泡スチロール | | ごみステーション方式 又は粗大ごみ処理場へ自ら搬入 | |
| | 金属 | | | |
| 有害ごみ | 蛍光灯、電球、 乾電池 | 指定袋（緑） | 役場及び各出張 所、家電製品販 売店へ自ら搬入 | 月2回 |
| | 体温計、ライター | | 役場及び各出張 所へ自ら搬入 | |
| 粗大ごみ | 机、椅子、タンス等の木製家具、家電製品等の金属製品、布団、ソファ、絨毯等の木製以外のもの、畳、断熱材、廃材など | 大島リサイクルセンター、粗大ごみ処理場へ自ら搬入 | | 随時 |

(2) 収集対象外の廃棄物

本町による直接又は委託収集対象外の廃棄物を表3-2-2で示す。

また、これらの廃棄物の処理先は、辞し計画に定める。

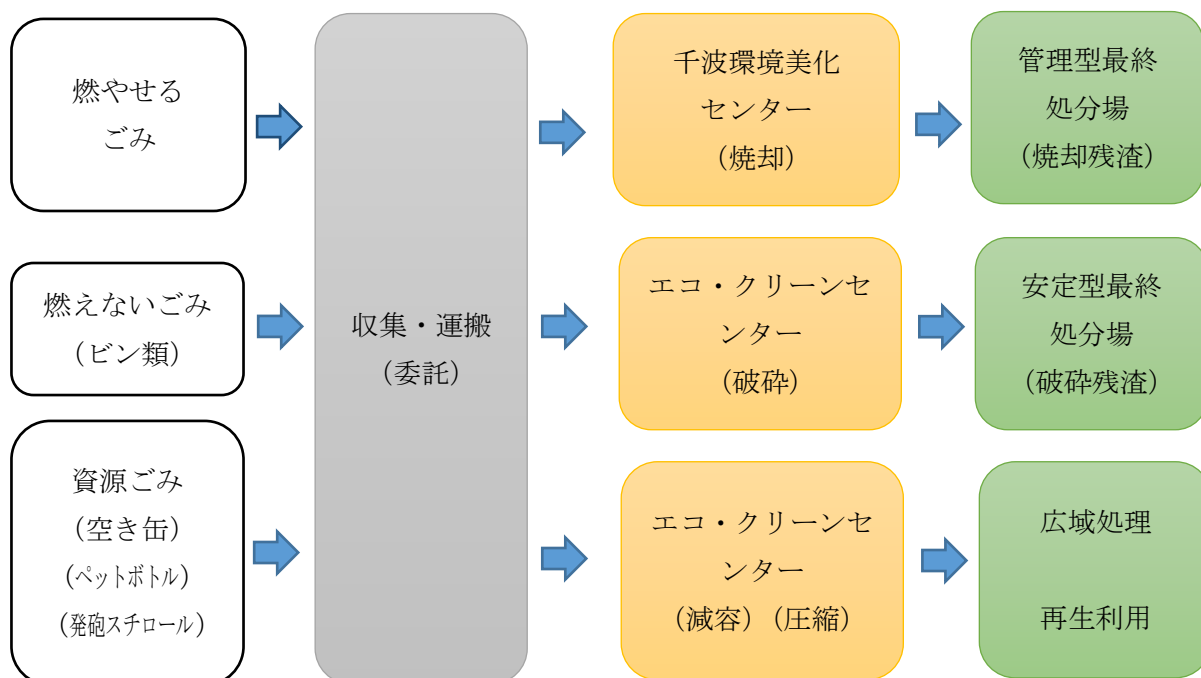
表3-2-2 収集対象外の廃棄物の取扱い

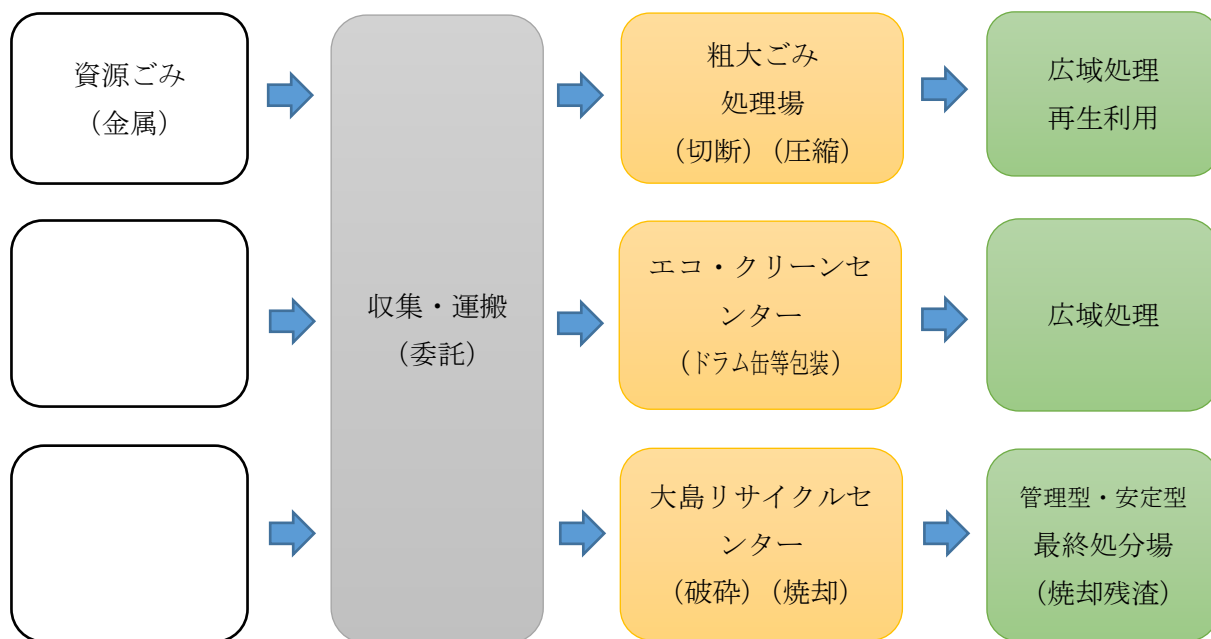
| 分類 | 廃棄物の種類 | 適用 |
|--------------------------------------|--|--------------------|
| 家電リサイクル法 (対象機器) | テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫 | 販売店など取扱店 |
| 自動車リサイクル法 | 自動車 | 販売店など取扱店 |
| 特別管理一般廃棄物 | 注射針等感染性のおそれのあるもの、電気機器などに含まれるPCB(ポリ塩化ビフェニル)使用部品、特定の焼却施設から生じたばいじん等 | 専門処理業者など |
| 危険物 | プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、劇薬等 | 販売店など取扱店 |
| 一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち右欄に掲げるもの | 二輪車(バイク)、FRP船、PCプリンター用インクカートリッジ、火薬類 | 販売店など取扱店 専門処理業者 |
| 適正処理困難物 | タイヤ | 販売店など取扱店 |

(3) ごみ処理の体制

ごみ処理の体制を図3-2-1で示す。

図3-2-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制





(4) 中間処理施設の状況

中間処理施設の施設の状況を表3-2-1及び表3-2-2で示す。

なお、大島リサイクルセンター及びエコ・クリーンセンターは民間処理施設である。

表3-2-1 中間処理施設の状況

| | |
|-------|--|
| 名称 | 大島町千波環境美化センター（焼却施設） |
| 処分主体 | 大島町 |
| 処理対象物 | 一般廃棄物（燃やせるごみ、布団、畳、刈草、プラスチック） 粗大ごみ破碎可燃残渣、資源物選別可燃残渣、併設する汚泥再生 処理施設からの助燃剤（脱水汚泥）、脱水し渣 |
| 所在 | 大島町野増字上センバ4 1 2 |
| 竣工 | 平成26年3月 |
| 施設人員 | 5名 |
| 敷地面積 | 約16,000㎡ |
| 建築面積 | 約1,400㎡ |
| 処理能力 | 15t/日（7.5t/8時間×2炉） |
| 処理方式 | ストーカ方式（間欠炉） |
| 使用開始 | 平成26年4月1日 |
| 備考 | ○耐用年数15年 |

表3-2-2 中間処理施設の状況

| | |
|-------|------------------------------|
| 名称 | 大島町千波環境美化センター（粗大ごみ処理場） |
| 処分主体 | 大島町 |
| 処理対象物 | 粗大ごみ（廃車、大型家電製品等）、不燃ごみ（金属、鉄等） |
| 所在 | 大島町野増字せんわ |
| 竣工 | 平成3年7月 |
| 施設人員 | 3名 |
| 敷地面積 | 約5,359㎡ |
| 建築面積 | 約405.41㎡ |
| 処理能力 | 7t/日（5時間） |
| 処理方式 | 切断・圧縮方式 |
| 使用開始 | 平成3年8月1日 |
| 備考 | ○耐用年数15年を超越して引き続き稼動する。 |

（5） その他ごみの収集運搬に関すること

① ごみ収集箇所に関すること

本町では、ごみ収集箇所に出されたごみを収集し、運搬している。ごみ収集箇所は約1,400箇所あり、各々収集箇所にポリバケツやカラス・猫防止用の網などで工夫して排出している。ごみ収集箇所は住民と位置等協議して決定し、使用する住民が管理及び清掃を行っている。

② 委託収集運搬に関すること

本町は、収集運搬業者によって委託収集を行っている。

廃棄物処理法第6条の2及び大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年条例第25号）第8条の規定に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬するものとし、実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和49年政令第300号）第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等の定めるところにより行っている。また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努めている。

③ ごみ処理の有料に関すること

本町では、平成16年4月1日から、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」及び「資源ごみ」「有害ごみ」について、有料の指定袋に入れて排出することとしている。適正に分別され、ごみ収集箇所へ排出されたごみを収集・運搬し、処分している。

なお、住民自ら処理場へ搬入した場合も有料化している。

また、粗大ごみについても、平成16年4月1日から有料化されており、住民自ら搬入している。

3 資源化の状況

(1) 資源化の状況

本町の資源ごみの資源化量とリサイクル率の推移を表3-3-1で示す。

本町で排出される資源ごみのうちスチール、アルミ、ペットボトル、発砲スチロールは、エコ・クリーンセンターで中間処理した後、島外搬出して全て再生利用している。

表3-3-1 資源化量とリサイクル率の推移

(単位：t、%)

| 種別 \ 年度 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| スチール | 22 | 22 | 20 | 20 | 22 |
| アルミ | 18 | 19 | 18 | 18 | 19 |
| ペットボトル | 49 | 45 | 47 | 44 | 46 |
| 発砲スチロール | 13 | 12 | 14 | 11 | 12 |
| 合計 資源化量 | 102 | 98 | 99 | 93 | 99 |
| 合計 ごみ搬出量 | 3,913 | 3,929 | 3,932 | 3,696 | 3,647 |
| リサイクル率 | 2.6 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.7 |

4 最終処分場の状況

本町の最終処分は、東京都島嶼町村一部事務組合（以下「島嶼一組」という。）所有の管理型最終処分場へ焼却残渣、本町所有の安定型最終処分場へ不燃ごみ及び粗大ごみの破碎残渣（安定型廃棄物）を直接埋め立て処分しており、その合計量が最終処分量となっている。

最終処分場に搬入した焼却残渣及び破碎残渣の推移を表3-4-1で示す。

また、安定型最終処分場の使用容量の割合（%）の推移を表3-4-2で示す。

更に、最終処分場の施設の状況を表3-4-3で示す。

表3-4-1 最終処分場に搬入した焼却残渣及び破碎残渣の推移

(単位：トン)

| 種別 \ 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 焼却残渣 | 404.57 | 393.87 | 444.39 | 429.13 | 423.70 |
| 破碎残渣 | — | 1,422.32 | 295.21 | 241.40 | 222.81 |
| 合計 | 404.57 | 1,816.19 | 739.6 | 670.53 | 646.51 |

表3-4-2 安定型最終処分場の使用容量の割合（％）の推移

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | 埋立予定 |
|-----------------------|----------|----------|--------|--------|--------|
| 使用容量（m ³ ） | 3,859.88 | 1,093.55 | 542.67 | 484.02 | 32,720 |
| 使用割合（％） | 11.8 | 15.1 | 16.8 | 18.3 | 100 |

表3-4-3 最終処分場の施設の状況

| | |
|------|--|
| 名称 | 大島町安定型最終処分場 |
| 処分主体 | 大島町 |
| 対象ごみ | 不燃ごみ（安定型廃棄物） |
| 所在 | 大島町差木地字奥山593番地 |
| 竣工 | 平成21年3月 |
| 施設人員 | 2名 |
| 埋立面積 | 8,720m ² |
| 埋立容積 | 32,720m ³ |
| 埋立期間 | 10年 |
| 埋立工法 | セル方式準好気性埋立 |
| 使用開始 | 平成21年4月1日 |
| 備考 | ○埋立予定は平成30年度だが、搬入実績及び平成26年度からプラスチックを可燃ごみとしたことにより、使用可能年数は延長される見込みである。 |

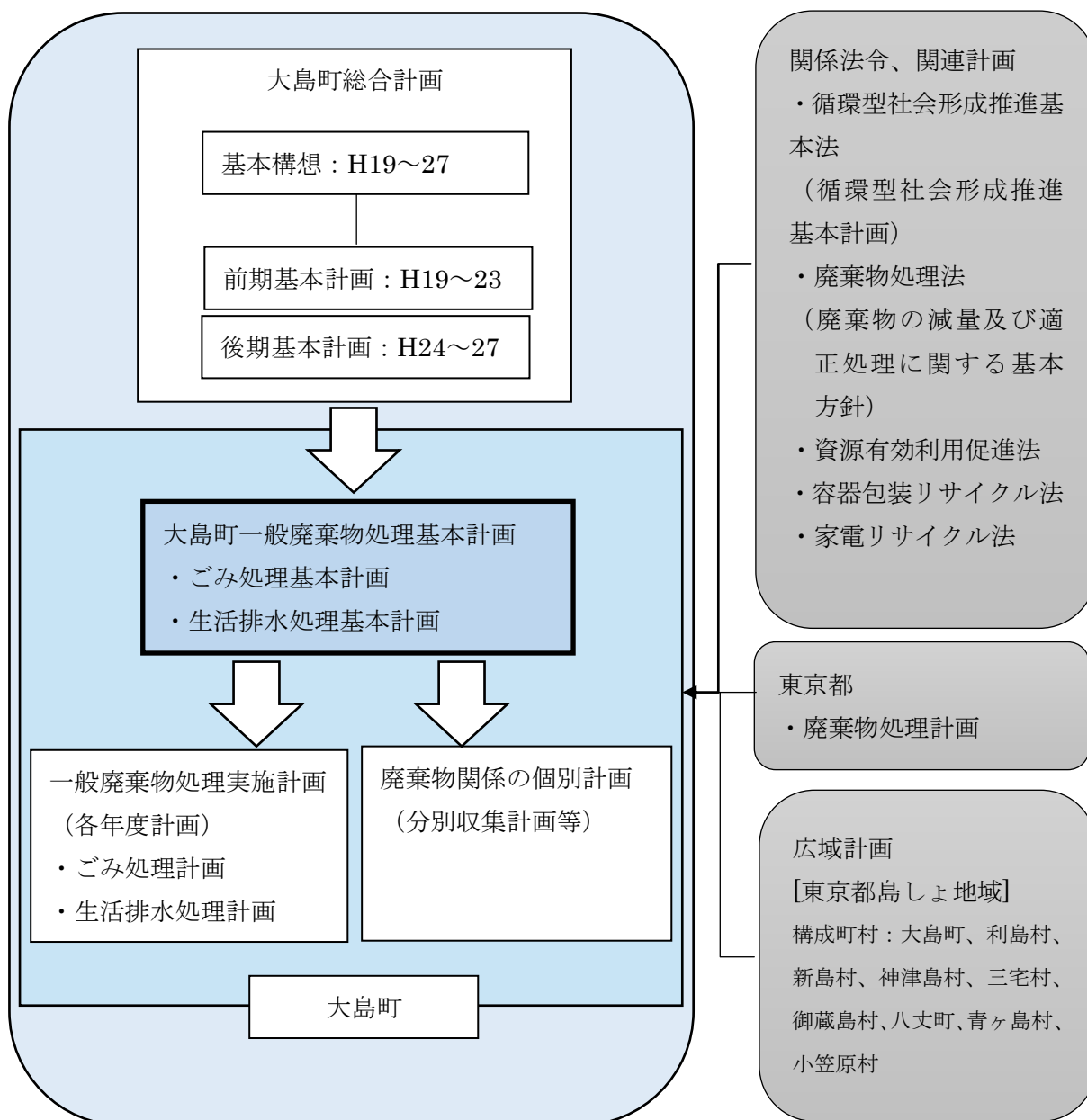
第4章 関連計画等の整理

1 計画の性格と位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、本計画を本町における廃棄物行政の最上位計画として位置づけ、ごみの発生抑制・再使用・再生利用・適正処分を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、具体化する施策等を取りまとめる。

また、策定に際しては、国の指針に基づくとともに、「大島町基本構想」と整合を図りつつ、関連方針・関連計画・事業計画との調整に努めるものとする。

図4-1-1 本計画の位置づけ



第5章 将来のごみ量の予測

1 人口予測

将来のごみ量の予測をするにあたっては、本町の将来人口を予測する必要がある。
人口の推移の実績をもとに予測する人口は、表5-1-1のとおりである。

表5-1-1 将来人口予測

| | | 実績値（単位：人） | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 年度 種別 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 平成31 | 平成32 | 平成33 | 平成34 | 平成35 | 平成36 | |
| 実測・予 測人口 | 8,003 | 7,875 | 7,749 | 7,625 | 7,503 | 7,405 | 7,316 | 7,236 | 7,164 | 7,092 | |
| 対前年度 増減率 | -1.59 | -1.60 | -1.60 | -1.60 | -1.60 | -1.31 | -1.20 | -1.09 | -1.00 | -1.00 | |

2 種類別ごみ排出量の予測

将来のごみ搬出量の予測をするにあたっては、過去のごみ排出量のデータをもとに、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合の一般廃棄物の排出量を予測する。

具体的には、直近2年間の各種別のごみの搬出量の平均値に、表5-1-1の人口予測にある増減率を乗じて、各種別のごみの排出量を算出する。

この結果を表5-2-1で示す。

表5-2-1 種類別ごみ排出量の予測

直近2年間のごみ発生量とその平均値 （単位：t）

| 年度 種別 | 直近2年間のごみ排出量 | | 左の平均値 |
|----------|-------------|--------|-------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | |
| 可燃ごみ | 3,268 | 3,253 | 3,261 |
| 空き缶スチール | 22 | 20 | 21 |
| 空き缶アルミ | 19 | 19 | 19 |
| ビン | 150 | 156 | 153 |
| ペットボトル | 46 | 51 | 49 |
| 発泡スチロール | 12 | 12 | 12 |
| 有害ごみ | 5 | 6 | 6 |
| 粗大ごみ | 93 | 106 | 100 |

人口の増減率に基づく各年度のごみ排出量

(単位：t)

| 年度 種別 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 可燃ごみ | 3,209 | 3,158 | 3,107 | 3,057 | 3,008 | 2,969 | 2,933 | 2,901 | 2,872 | 2,843 |
| 空き缶スチール | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 |
| 空き缶アルミ | 19 | 18 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| ビン | 151 | 149 | 147 | 145 | 143 | 141 | 139 | 138 | 136 | 135 |
| ペットボトル | 48 | 47 | 47 | 46 | 45 | 45 | 44 | 44 | 43 | 43 |
| 発泡スチロール | 12 | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 有害ごみ | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 粗大ごみ | 98 | 97 | 95 | 94 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 |

3 資源化・リサイクル率の予測

直近2年間の各種類別のごみの排出量の平均値に、表5-1-1の人口予測にある増減率を乗じて、各種類別のごみの排出量を算出する。

この結果を表5-3-1で示す。

表5-3-1 資源化量とリサイクル率の推移予測

(単位：トン、%)

| 年度 種別 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 空き缶スチール | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 |
| 空き缶アルミ | 19 | 18 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| ペットボトル | 48 | 47 | 47 | 46 | 45 | 45 | 44 | 44 | 43 | 43 |
| 発泡スチロール | 12 | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 合計 資源化量 | 100 | 98 | 97 | 95 | 94 | 92 | 91 | 91 | 89 | 89 |
| 合計 ごみ搬出量 | 3,564 | 3,508 | 3,452 | 3,397 | 3,343 | 3,298 | 3,258 | 3,224 | 3,190 | 3,159 |
| リサイクル率 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 | 2.8 |

4 最終処分量の予測

表5-4-1の最終処分場に搬入した焼却残渣及び破碎残渣の直近2年間の平均量に、表5-1-1の人口予測にある増減率を乗じて、表5-4-2のとおり、最終処分場に搬入する焼却残渣及び破碎残渣を算出する。

表5-4-1 最終処分場に搬入した焼却残渣及び破碎残渣の状況

| 種別 | 年度 | 直近2年間のごみ排出量 | | 左の平均値 |
|------------------------|----|-------------|--------|--------|
| | | H24 | H25 | |
| 焼却残渣 (t) | | 423.70 | 447.64 | 435.67 |
| 破碎残渣 (t) | | 222.81 | 221.53 | 222.17 |
| 合計 | | 646.51 | 669.17 | 657.84 |
| 使用容量 (m ³) | | 484.02 | 606.67 | 545.35 |
| 使用割合 (%) | | 18.3 | 20.1 | — |

表5-4-2 最終処分場に搬入する焼却残渣及び破碎残渣の予測

(単位：トン、m³、%)

| 種別 | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 焼却残渣 | | 429 | 422 | 415 | 408 | 401 | 396 | 391 | 387 | 383 |
| 破碎残渣 | | 219 | 215 | 212 | 208 | 205 | 202 | 200 | 198 | 196 | 195 |
| 合計 | | 648 | 637 | 627 | 616 | 606 | 598 | 591 | 583 | 579 | 574 |
| 使用容量 | | 537 | 528 | 520 | 511 | 503 | 497 | 491 | 485 | 480 | 476 |
| 使用割合 | | 21.8 | 23.4 | 25.0 | 26.5 | 28.1 | 29.6 | 31.1 | 32.6 | 34.0 | 35.5 |

5 廃棄物処理システムによる比較評価

平成19年6月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表され、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされている。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表5-5-1及び図5-5-2に示すように、標準的な指標値によるものであり、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（財団法人 日本環境衛生センター作成）」を使用することによって算出する。算出された標準的な指標値は当該市町村が類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されている。

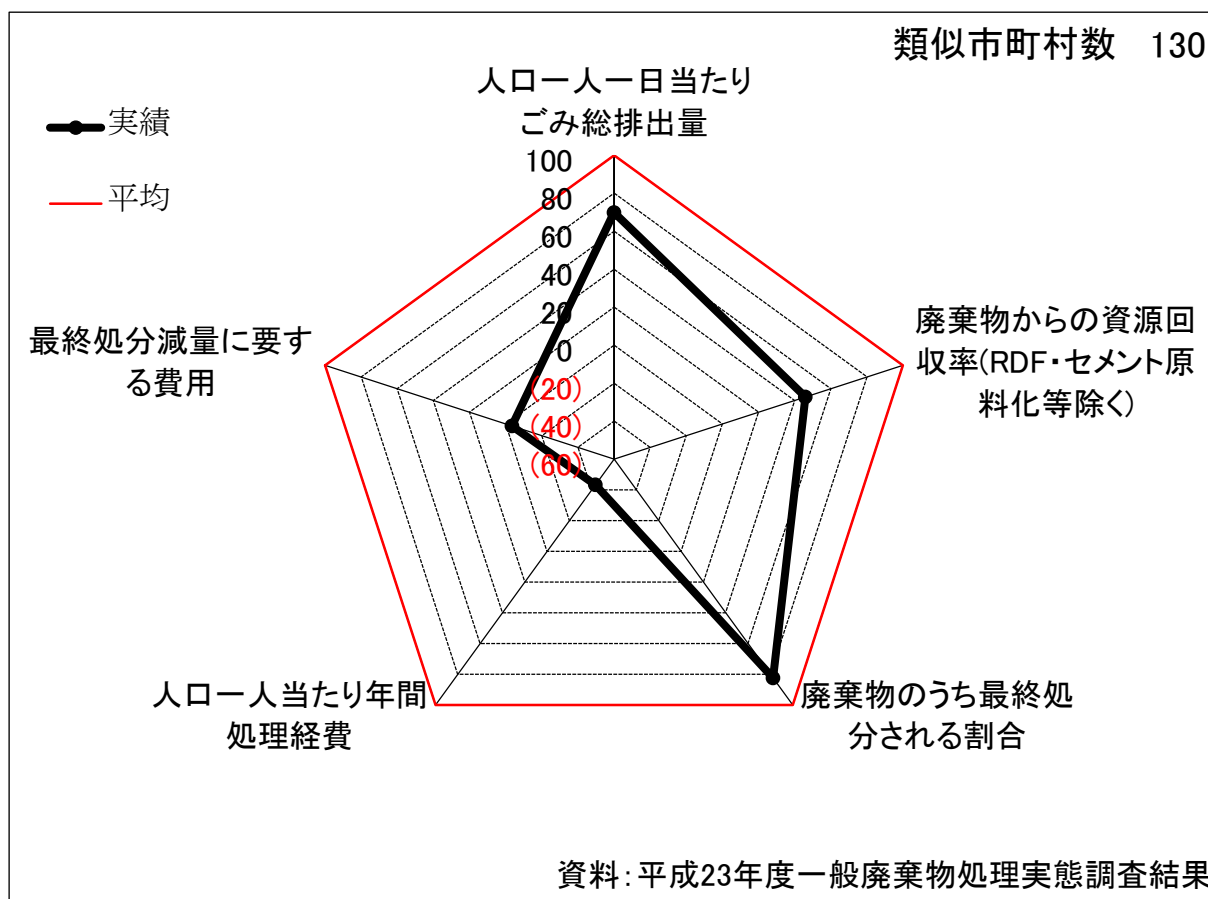
今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」において、採用した類似自治体数130町村の平均値を比較ベースに、表5-5-1に示す。

表からみると人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は平均値より半分くらい劣っており、廃棄物のうち最終処分される割合は、平均値よりやや劣っている。人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用はかなり劣っている。

表 5-5-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

| 標準的な指標 | 人口1人1日 当たりごみ 総排出量 | 廃棄物から の資源回収 率(RDF 除く) | 廃棄物のう ち最終処分 される割合 | 人口1人当 たり年間処 理経費 | 最終処分減 量に要する 費用 |
|--------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------|
| | (g/人・日) | (%) | (%) | (円/人・年) | (円/t) |
| 平均 | 0.981 | 0.194 | 0.091 | 16,906 | 45,341 |
| 最大 | 3.497 | 0.469 | 0.344 | 208,080 | 561,891 |
| 最小 | 0.471 | 0.019 | 0 | 5,312 | 16,992 |
| 大島町実績 | 1.277 | 0.089 | 0.107 | 41,137 | 92,285 |
| 指数値 | 69.8 | 45.9 | 82.4 | -43.3 | -3.5 |

図 5-5-2 標準的な指数値によるレーダーチャート



第6章 ごみ処理の課題

1 収集・運搬の課題

(1) ごみ収集箇所

町では、ごみ収集箇所に出されたごみを収集し、運搬している。ごみ収集箇所は約1,400箇所あり、各々収集箇所にポリバケツやカラス・猫防止用の網や箱などで工夫して排出している。ごみ収集箇所は住民と位置等協議して決定し、使用する住民が管理及び清掃を行っている。

本町の収集ごみは分別数が多いことから、分別の不徹底や他地区排出によるごみ収集箇所のごみの氾濫が懸念される。

広報・啓発活動の徹底と地域住民の協力により、ごみ収集箇所の適切な維持に努めている。

(2) 収集・運搬

収集・運搬は、町が民間委託で行っており、今後も収集運搬業者と連絡体制を密に取りあい、ごみ収集箇所状況の把握や不適正排出に対応する。また、「委託業務仕様書」を定め、適正な処理に努め、廃棄物処理法第6条の2及び大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の規定に基づき、生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬するものとし、実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等を順守して執り行う。

(3) 不法投棄、不適正排出

ごみの投げ捨てや不法投棄、ごみ収集箇所への不適正排出は、行政や地域住民間で解決することは困難であり、町民全ての問題として受け止めなければならない。問題を解決するためには、基本的に不適正排出者に直接訴えるのが最も有効であるが、この問題に対して、関係機関との連携や広報・啓発活動の徹底によって、住民一人ひとりのモラルの向上を図るなど、地道に対策を講じていく必要がある。

2 減量化・資源化の課題

(1) 排出抑制・再資源化

本町のごみ排出量は、この数年大きく変動していないが、生ごみの水切り等、ごみの減量についての住民意識や資源ごみの分別の徹底が徐々に定着してきており、引き続き、ごみの減量についての住民意識の向上に努めるほか、資源ごみの分別を徹底し、資源化を促進する。

(2) 可燃ごみの性状

本町で排出される可燃ごみには、紙、段ボール、古着等の町外で再資源化できるものが多く含まれている。これは、町内に、紙、段ボール、古着等の専ら物として引き取りする業者が町内にいないため、可燃ごみとして排出されてしまうためである。

(3) 使用済小型電子機器等の回収

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月1日から施行されている。本町においては、使用済小型電子機器等の適正な分別作業は行わず、金属類として民間業者に引き渡し、再生利用されている。

3 生ごみ処理施設の整備に係る課題

(1) 生ごみ処理施設の整備

本町で排出される生ごみは、可燃ごみとして処理されている。可燃ごみの減量抑制を目的として、乾燥生ごみのモニター調査等行った結果、生ごみの分別収集や堆肥の需要を考えると生ごみ処理施設の整備は難しい状況である。業務を進めるにあたり、住民意識の向上に努めるほか農業関連と連携し堆肥の需要確保が必要である。

4 最終処分場の課題

(1) 最終処分場の課題

現在の安定型最終処分場は、平成30年度までの使用予定の計画にて平成21年4月に使用開始した。現在搬出量から使用可能年数は延びているが、平成26年度からプラスチックを可燃ごみとして焼却処理していることにより、更に使用可能年数が延命される。引き続き、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみ減量化を図り、最終処分場の延命化に努める必要がある。

第7章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

本町では、これまで廃棄物の減量化と再資源化など環境保全に向け、住民と連携した取り組みが進められてきたものの、地域環境において通常の事業活動や日常生活から生ずる環境負荷が、今日の課題として浮き彫りになっている。人間活動による自然環境への負荷を減らし豊かなまちづくりを進めるため、また、温暖化防止などの地球環境の保全にもつながることから、ごみにおける資源やエネルギーが持続的に循環できる様々な仕組みを地域に定着させる施策を推進していく。

(1) ごみの発生抑制と再使用の促進

廃棄物の発生抑制は、ゼロ・ウエイト（資源の浪費、無駄をなくすという概念）と同様に3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも最優先されるものである。生産段階からごみを出さないようにするとともに、不要となったものをごみとせず、再使用することによってごみを発生させないことが重要である。

(2) 資源化の推進やリサイクル活動等の促進

可能な限り資源として再生利用し、環境に負荷を与えないリサイクルを促進し、不用品の再利用によるごみの減量化を目的とした住民活動の促進を図る。また、排出される廃棄物の分別、リサイクルルートの開発を進める。

(3) 環境教育の充実

環境について、住民が関心を持ってもらえるように働きかけ、ごみの減量、リサイクルの推進、ごみ分別や環境保全の必要性などについて積極的な情報発信に努める。

(4) 環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、環境への負荷をできる限り少なくし、住民、関係機関と連携しながら適正処理に向けた体制を構築する。

2 計画の目標

(1) 本町の目標量

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号）について、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることに鑑み、国の目標量との整合性を図りながら、本計画における町の目標値を定める。

表7-2-1 一般廃棄物の削減の目標量

| 項 目 | | 平成19年度 | 平成27年度 (数値目標年) | 平成36年度 (計画目標年) |
|---------------|---------|--------|-------------------|-------------------|
| 人口 | (人) | 8,933 | 8,003 | 7,092 |
| 1人1日当たり排出量 | (g/人/日) | 1.238 | 1.220 | 1.220 |
| 削減割合(平成19年度比) | (%) | — | 1.5 | 1.5 |
| ごみ排出量 | (t/年) | 4,037 | 3,564 | 3,159 |
| 削減割合(平成19年度比) | (%) | — | 11.7 | 21.7 |

表7-2-2 再生利用率(資源回収率)の増加の目標量

| 項 目 | | 平成19年度 | 平成27年度 (数値目標年) | 平成36年度 (計画目標年) |
|---------------|-----|--------|-------------------|-------------------|
| 廃棄物からの資源回収率 | (%) | 0.08 | 0.10 | 0.10 |
| 利用割合(平成19年度比) | (%) | — | 25.0 | 25.0 |

表7-2-3 最終処分量の削減の目標量

| 項 目 | | 平成19年度 | 平成27年度 (数値目標年) | 平成36年度 (計画目標年) |
|----------------|-----|--------|-------------------|-------------------|
| 廃棄物うち最終処分される割合 | (%) | 0.100 | 0.078 | 0.078 |
| 削減割合(平成19年度比) | (%) | — | 20.0 | 22.0 |

3 基本方針に基づく今後の取り組み

数値目標達成に向け、町が取り組んでいく主な施策を次のとおりとする。

(1) ごみの発生抑制と再使用の促進

ごみそのものを発生させない仕組みとしての対策を進めるには、住民の自主的な取り組みが不可欠である。発生抑制・再使用を重視したまちづくりを進めるとともに、ごみに対する関心を深めるための基本的な仕組みを構築する。

【住民への対応】

① ごみを出さないライフスタイル

ごみを出さないライフスタイルの啓発、不要なものは買わない、使い捨て商品の購入は控え繰り返し使える商品を購入する等ごみの発生抑制を心がける啓発をする。

② マイバック運動などの推進

レジ袋の削減やマイ箸による割り箸ごみの削減等、ごみの発生抑制を心がける啓発

をする。

③ 修理・修繕の推進

家具、電化製品等の修理・修繕などによる、再使用を推進する。

④ 生ごみ減量化の推進

生ごみにしない。食材は使い切る、食べ残しはしない、ごみに出すときは水切りをするなどちょっとした工夫で大きな減量効果が図れるので、心がける啓発をする。また、家庭菜園等における堆肥利用を推奨する。

⑤ 不用品交換運動の推進

不用品等の再使用を促進するため、フリーマーケットの開催や情報提供を行う体制を構築する。

【町の対応】

① 町における 3 R の取り組み

関係部局と連携をとりながら、自ら積極的に 3 R 行動を実践する。

② 住民への情報提供

広報おおしま、住民カレンダー、ホームページへの掲載、分別パンフレット等啓発用チラシ、イベント等の活用により、住民への情報を提供する。

(2) 資源化の推進やリサイクル活動等の促進

ごみは、混ぜれば廃棄物、分別すれば資源となる。適正排出を推進し、住民のリサイクル活動の促進に向けた体制を構築する。

【ごみの適正排出】

① 分別排出ルール の 指導・啓発

ごみの分別を徹底するため、分別パンフレットの配布、ごみ収集箇所などの実態の把握により、指導・啓発に取り組む。

② 違反ごみ等への対応

分別ルールに違反しているごみは、収集時に違反シールを貼付して注意を促す。

【種類別のリサイクル推進】

① 容器包装廃棄物のリサイクル推進

容器包装廃棄物の資源化を推進するためには、継続して収集を行う必要がある。分別排出ルール の 啓発や指導を強化する。

② 古紙類のリサイクル推進

新聞、雑誌等は、町内でリサイクルできないため、広域輸送及び処分費（有価売却）による費用対効果、焼却施設における処理の負担軽減等を総合的に検討し、町外におけるリサイクルルートを開発する。

③ 生ごみのリサイクル推進

家庭から排出される生ごみの分別リサイクルは、町内における農業関連の堆肥の需要や費用対効果を踏まえ検討する。

④ 古着・古布及び使用済み食用油のリサイクル推進

古着・古布は町内でリサイクルできないため、広域輸送及び処分費（有価売却）による費用対効果、焼却施設における処理の負担軽減等を総合的に検討し、町外にお

けるリサイクルルートを開発する。また、同様に、使用済み 食用油のリサイクルについても、推進を検討する。

⑤ 小型電気電子機器のリサイクル推進

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成25年4月1日から施行されているが、本町においては、使用済小型電子機器等の適正な分別作業は行わず、金属類として民間業者に引き渡し、再生利用することにより、資源物の収集の拡大を図ることで、不燃・粗大ごみの排出量を抑制する。

(3) 環境教育の充実

ごみや環境について子供の頃から意識を持つこと、ごみについて実際に見たり聞いたりすることは、何より実感があり環境政策への理解と相互協力が向上する。

① ごみ処理パンフレットの配布・出前講座の実施

ごみはどのような仕組みで処理されるのかを知ること、興味を持ってもらえるように、小学校・中学校などへパンフレットを配布する。更に、出前講座などを実施し、意識向上を目指す。

なお、本町の町立小学校では4年生時に千波環境美化センターを見学し、学習している。

(4) 環境にやさしいごみ処理体制の整備

ごみ処理の安全性確保と住民の信頼確保に努め、収集・運搬・中間処理・処分にあたっては、地球温暖化防止にも配慮されるよう環境への負荷をできる限り少なくし、住民、関係機関と連携しながら、適正処理に向けた体制を構築する。

① ごみの適正排出

分別排出ルールの指導・啓発を強化し、環境への負荷が少ない適正排出を促進する。

② ごみの収集運搬計画

地域特性等を考慮した体制の適宜見直し、ごみ収集箇所の維持・管理における住民との協力と信頼関係が図られるよう努め、より効率的な収集運搬体制（戸別収集等）を検討・整備する。

③ 適正処理困難物への対応

家庭から排出されるごみのうち、町では適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）や有害なもの、危険性があるもの等は、町で収集及び処分しないごみとして、販売業者又は取扱店や専門業者に排出者自ら処分を依頼するなど適正に対応する体制を構築している。

なお、有害なもののうち、乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計については処理ルートがあるので、有害ごみとして収集する。適正な処理が推進されるよう、分別パンフレットやチラシ等において住民周知を進める。

④ 不法投棄防止の啓発と自然環境の保全

不法投棄やポイ捨てはなかなか無くならない。町及び関係機関（警察等）の定期的なパトロールの実施、近隣住民からの情報提供や啓発看板の設置、地域ごみ対策協議会委員・推進委員やボランティアなど地域協力を通して町全体の意識の向上を図り、

住民・関係機関と連携して不法投棄の防止と自然環境の保全を推進する。

4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別収集は、現行の収集体制を当面継続するが、戸別収集実施、古紙、段ボール、古着等のリサイクル、生ごみの堆肥化リサイクル等を検討する。

現行収集体制については、「表3-2-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制の状況」のとおりである。

5 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集形態等

① 一般廃棄物

ごみステーション方式による収集を当面継続するが、戸別収集実施に向け検討する。収集の回数については、当面現状と同様とする。ただし、ごみの処理方式の変更があった場合は、適宜、検討する。

ア) 燃やせるごみ : 週2回(夏季時は週3回)

イ) 燃やせないごみ(ビン・ガラス・陶器類) : 隔週1回

ウ) 資源ごみ(缶・ペットボトル・発砲スチロール・金属) : 隔週2回

エ) 有害ごみ(乾電池、蛍光管、電球、水銀体温計、廃ライター等) : 月2回

② 粗大ごみ

大島リサイクルセンター、粗大ごみ処理場へ自ら搬入することとする。当面現状と同様とする。

粗大ごみは、破碎・分別して、燃やせるごみとして扱うことができるものは焼却処理、リサイクルできるものは資源化し、残ったもの(残渣・不燃)は埋立処分する。

③ 適正処理困難物等

町では適正な処理が困難なものや有害なもの(乾電池、蛍光管、電球、水銀体温計、廃ライター等以外)、危険性があるもの等は、町で収集及び処分しないごみとして、指定している。

ア) 危険性、引火性のあるもの

イ) 有害性のあるもの

ウ) 処理施設の機能を損なうおそれのあるもの

エ) その他、ア) からウ) 以外の処理が困難なもの

(2) 収集・運搬体制

ごみ収集箇所を住民等が管理するごみステーション方式を当面継続し、環境面や衛生面に配慮しながら、業務の効率化を図り、戸別収集実施に向け検討する。詳細は、6の収集・運搬体制計画に示す。

(3) 中間処理・最終処分

中間処理の工程を継続的に見直し、その中間処理後、排出される不燃ごみ等を徹底的に分別し、最終処分量の削減を進める。

6 収集・運搬体制計画

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物の分別収集は、当面現行の収集体制を継続する。ただし、戸別収集方式の実施に向け、適宜、収集方法等を試行し、移行をスムーズに行う必要がある。

現行の収集体制は「表3-2-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制の状況」のとおりである。

戸別収集にした場合を表7-6-1に示す。

表7-6-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制

| 種類 | 分別区分 | 排出方法 | 収集方法 | 収集回数 |
|---------|---|--------------------------|-----------------------|-------|
| 燃やせるごみ | 紙くず、貝殻、布類、木竹類、生ごみ、プラスチック等 | 指定袋（赤） | 戸別収集方式又は焼却施設へ自ら搬入 | 週2～3回 |
| 燃やせないごみ | ビン、ガラス類 | 指定袋（赤） | 戸別収集方式又は集積所へ自ら搬入 | 月2～3回 |
| 資源ごみ | 空き缶 | 指定袋（赤） | 戸別収集方式又は集積所へ自ら搬入 | 月2～3回 |
| | ペットボトル | | | |
| | 発泡スチロール | | | |
| | 金属 | | 戸別収集方式又は粗大ごみ処理場へ自ら搬入 | |
| 有害ごみ | 蛍光灯、電球、乾電池 | 指定袋（赤） | 役場及び各出張所、家電製品販売店へ自ら搬入 | 月2回 |
| | 体温計、ライター | | 役場及び各出張所へ自ら搬入 | |
| 粗大ごみ | 机、椅子、タンス等の木製家具、家電製品等の金属製品、布団、ソファ、絨毯等の木製以外のもの、畳、断熱材、廃材など | 大島リサイクルセンター、粗大ごみ処理場へ自ら搬入 | | 随時 |

(2) 収集対象外の廃棄物

収集対象外の廃棄物の処理は、当面現行のまま継続する。

現行の町では収集及び処分しないごみは「表3-2-2収集対象外の廃棄物の取扱い」で示すとおりである。

7 中間処理計画

(1) ごみ処理体制

当面現状と同様とするが、民間委託業者との協議の上ごみの処理方式を変更した場合は、本計画を適宜見直しする。

現行のごみ処理体制は、「図3-2-1 ごみの種類・分別区分及びその収集体制の状況」で示すとおりである。

(2) 中間処理施設計画

① 焼却処理施設

千波環境美化センターの焼却施設は、平成26年4月から稼働開始し、耐用年数15年後の平成41年3月まで稼働する予定であるが、ごみの排出抑制や資源化の促進により、一層のごみ減量化を図り、施設の延命化に努める必要がある。

② 切断圧縮処理施設

粗大ごみ処理施設での切断圧縮処理設備は、平成3年8月から稼働開始し、15年間の耐用年数を超越して引き続き稼働する。また、設備の負担軽減のため、排出された廃棄物の徹底した分別を進め、切断圧縮負荷の軽減を進める。なお、施設の立替及び新設について、民間業者と協議し検討する。

8 最終処分計画

(1) 最終処分に関する基本方針

- ① 最終処分場は、周辺環境に影響を与えることのないよう、適切な管理・運営に努める。
- ② ごみの排出抑制、資源化の促進、中間処理により埋立量の減量に努める。

(2) 最終処分場計画

島嶼一組所有の管理型最終処分場は、焼却残渣を埋立処理しており、島嶼一組で浸出水処理設備の適正管理及び残余容量の定期的な測量を行っている。

本町所有の安定型最終処分場は、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎残渣(安定型廃棄物)を直接埋め立て処分しており、適正管理及び残余容量の定期的な測量を行う。

9 その他ごみに関し必要な事項

(1) 不法投棄対策

山間部等における不法投棄を未然に防ぐため、地域や警察と連携し、地域ごみ対策協議会委員・推進委員や周辺住民の協力のもと、監視体制の強化等を通して、不法投棄がされないような環境づくりを進めていく。

第8章 生活排水処理基本計画

1 計画策定の趣旨

大島町の生活排水の現状は、年々、合併処理浄化槽の整備が進みつつあるが、未だに汲取りや単独処理浄化槽があり生活排水は未処理のまま公共用水域等に排出されている状況であり、引き続き生活排水を適切に処理することが重要である。

本町の生活排水対策は、平成19年度に当初計画していた大島町下水道施設整備計画の見直しを行い、これらの実現に向けて検討を進めた結果、下水道事業については分散型の集落形態、地域の特性、実情を考慮し、合併処理浄化槽整備へ方向転換した。生活排水対策の実現に向けての将来計画として、合併処理浄化槽設置の推進を引き続き行い、設置後において適切な維持管理に努め、生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥の発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的な方針を定める。

本町では、身近な生活環境や公共用水域の保全を図るため、平成16年度から公共下水道が供用開始され、合併処理浄化槽の普及と併せて、平成24年度末現在、汚水処理人口普及率は88.9%、生活排水処理率は77.6%に達しており、生活環境の向上が図られている。

今後とも、生活排水の衛生処理の促進を図り、快適な居住環境づくりを進めるため、生活排水処理基本計画を策定する。

2 基本方針

- (1) 生活排水が、合併処理浄化槽により適正に処理されるよう、その普及促進に努める。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥は、千波環境美化センター汚泥再生処理施設の適正な運転と維持管理を通して衛生的に処理する。
- (3) 町内河川等の水質保全、周辺環境へ影響を及ぼさないよう、浄化槽の適正な維持管理の徹底、生活雑排水対策など住民と一体になって展開する。

3 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出状況については、表8-3-1で示すとおりである。平成25年度末において計画処理区域内人口8,133人のうち、3,802人については、生活排水の適正処理がなされている。

合併処理浄化槽については、浄化槽設置整備事業により処理人口は増加しており、今後も整備を推進していくこととする。

単独処理浄化槽及び非水洗化人口については、合併処理浄化槽への切替えにより処理人口が減少しており、今後も更に減少していくことが見込まれる。

表8-3-1 生活排水の処理形態別人口

(単位：人)

| 項目 | 平成 25 年度末現在 |
|-------------------------------|-------------|
| 1 計画処理区域内人口 | 8,133 |
| 2 水洗化・生活雑排水処理人口 | 3,802 |
| (1)コミュニティ・プラント | 0 |
| (2)合併処理浄化槽 | 3,802 |
| (3)下水道 | 0 |
| (4)農業集落排水施設 | 0 |
| 3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | 3,047 |
| 4 非水洗化人口 | 1,284 |
| 5 計画処理区域外人口 | 0 |

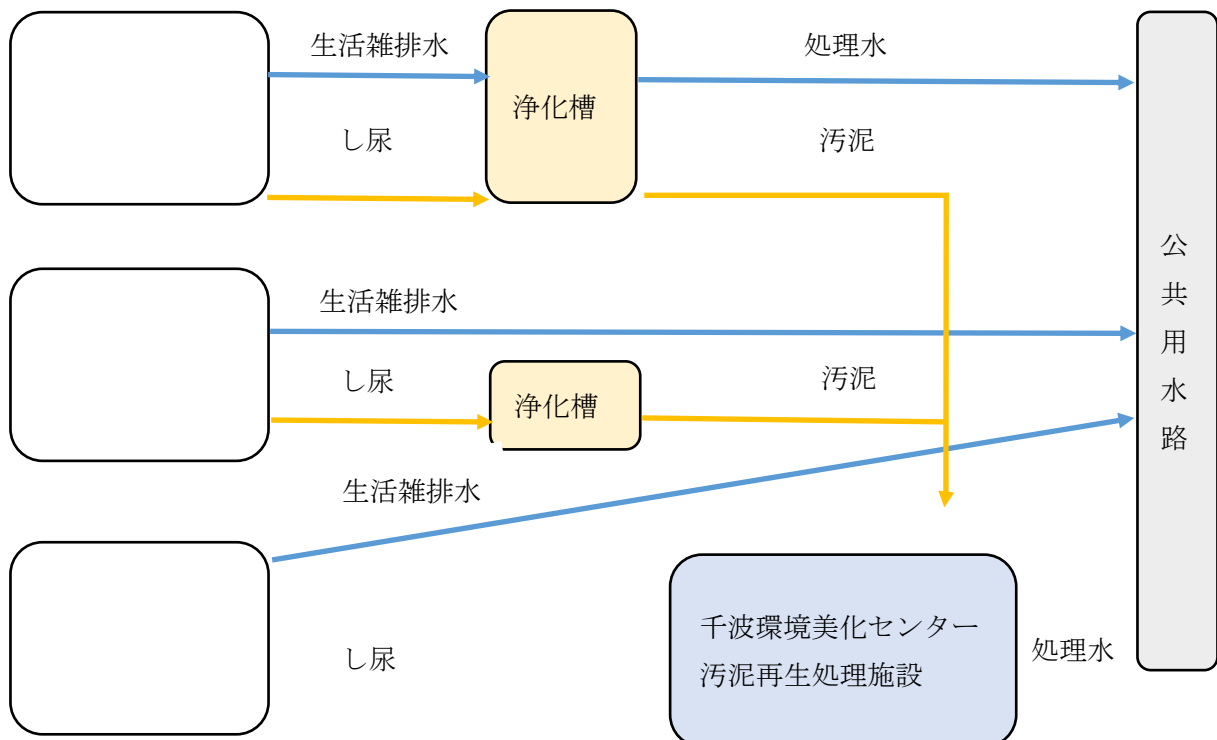
4 生活排水の処理体系及び処理主体

(1) 処理体系

本町における生活排水の処理体系は、図8-4-1で示す。

合併処理浄化槽に接続している家屋の生活排水は、処理し放流されている。単独処理浄化槽及び汲取り便所の家屋から排出される生活雑排水は、未処理のまま放流されている。し尿及び浄化槽汚泥は、千波環境美化センター汚泥再生処理施設で処理し、処理水を放流している。

図8-4-1 生活排水の処理フロー



(2) 処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 8-4-1 で示す。

表 8-4-1 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体 |
|------------|--------------|------|
| (1)合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水 | 個人等 |
| (2)単独処理浄化槽 | し尿 | 個人等 |
| (3)し尿処理施設 | し尿及び浄化槽汚泥 | 町 |

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理計画

① 生活排水の処理目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を合併処理浄化槽において処理することを目的として、町内各地区の実情に対応し、浄化槽設置整備事業により整備を推進し、処理していくものとする。

ア 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日の 10 年間

イ 生活排水の処理目標

| 項目 | 現在 (平成 25 年度末) | 目標年度 (平成 36 年度末) |
|---------|-------------------|---------------------|
| 生活排水処理率 | 46.7% | 66.0% |

ウ 人口の内訳

| | 現在 (平成 25 年度末) | 目標年度 (平成 36 年度末) |
|-----------------|-------------------|---------------------|
| 1 行政区域内人口 | 8,133 人 | 7,092 人 |
| 2 計画処理区域内人口 | 8,133 人 | 7,092 人 |
| 3 水洗化・生活雑排水処理人口 | 3,802 人 | 4,122 人 |

エ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

| | 現 在 (平成 25 年度末) | 目 標 年 度 (平成 36 年度末) |
|-------------------------------|--------------------|------------------------|
| 1 計画処理区域内人口 | 8,133 | 7,092 |
| 2 水洗化・生活雑排水処理人口 | 3,802 | 4,682 |
| (1)コミュニティ・プラント | 0 | 0 |
| (2)合併処理浄化槽 | 3,802 | 4,682 |
| (3)下水道 | 0 | 0 |
| (4)農業集落排水施設 | 0 | 0 |
| 3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | 3,047 | 1,860 |
| 4 非水洗化人口 | 1,284 | 550 |
| 5 計画処理区域外人口 | 0 | 0 |

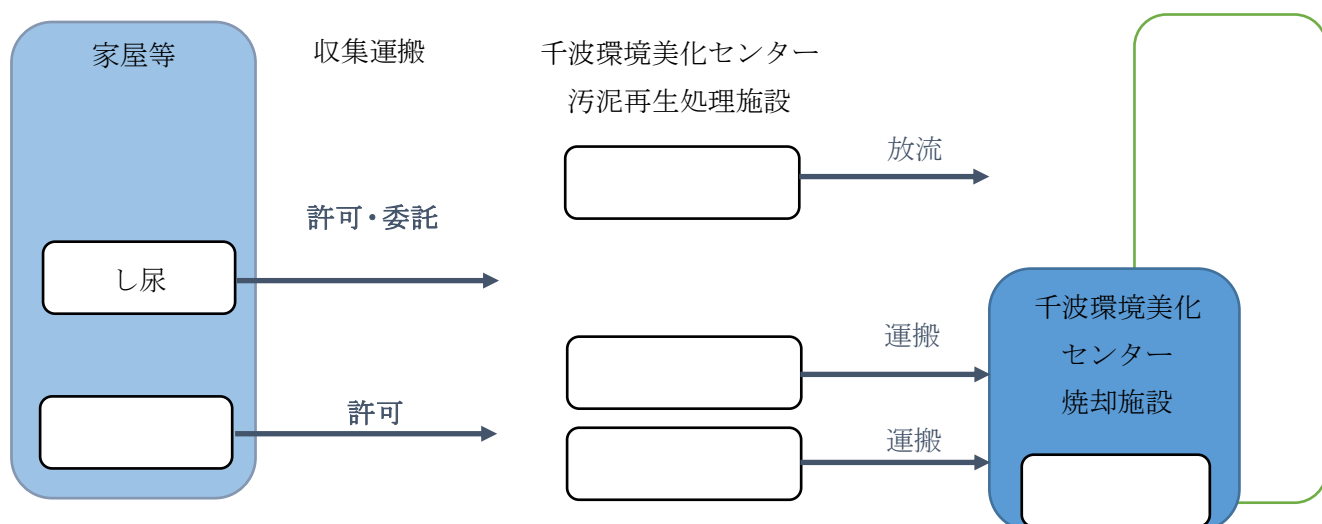
※イ～エはし尿区分別集計算出表及び平成 25 年度投入実績及び将来推計より算出

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状

① し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー

し尿及び浄化槽汚泥の処理フローは、図8-5-1で示す。

図8-5-1 し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー



② し尿浄化槽汚泥処理施設の状況

し尿浄化槽汚泥処理施設の状況は、表8-5-2で示す。

表8-5-2 し尿浄化槽汚泥処理施設の状況

| | |
|-------|-------------------------------|
| 名称 | 大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設） |
| 処分主体 | 大島町 |
| 処理対象物 | し尿、浄化槽汚泥、生ごみ |
| 所在 | 大島町野増字上センバ412 |
| 竣工 | 平成26年3月 |
| 施設人員 | 3名 |
| 敷地面積 | 約16,000㎡ |
| 建築面積 | 約820㎡ |
| 処理能力 | 36k1/日（し尿及び浄化槽汚泥）、30kg/日（生ごみ） |
| 処理方式 | 浄化槽汚泥対応型高負荷膜分離処理方式 |
| 使用開始 | 平成26年4月1日 |
| 備考 | ○耐用年数20年 |

(3) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、町内の許可業者及び委託業者が行っており、浄化槽清掃業と合わせて実施する。

処理については、大島町千波環境美化センター汚泥再生処理施設において、適正に処理しており、今後とも適正な処理を進める。

② し尿浄化槽汚泥処理施設の現状と今後の計画

千波環境美化センターの汚泥再生処理施設は、平成26年4月から稼動開始し、耐用年数20年後の平成46年3月まで稼動する予定であるが、施設の適切丁寧な維持管理により施設の延命化に努める必要がある。

③ し尿・汚泥の排出状況

し尿・汚泥の排出状況は、表8-5-3で示す。

表8-5-3 し尿・汚泥の排出状況

| | 現 在 (平成25年度末) | 目 標 年 度 (平成36年度末) |
|-----------|------------------|----------------------|
| 汲 取 り し 尿 | 1,213.7k1/年 | 519.9k1/年 |
| 単独処理浄化槽汚泥 | 3,798.2k1/年 | 2,318.6k1/年 |
| 合併処理浄化槽汚泥 | 4,516.3k1/年 | 5,561.6k1/年 |
| 合 計 | 9,528.2k1/年 | 8,400.1k1/年 |

(4) その他

本町では、河川等の水質保全及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、住民に対する啓発活動として、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の推進、浄化槽の定期的な保守点検や清掃等、浄化槽の適切な維持管理の周知、徹底及び炊事や洗濯等による生活雑排水の排出削減等を広報誌への掲載などを通じて、その徹底や啓発活動に努める。